

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能の一部を改正する件（概要）

1 趣旨

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）第七条第一項第五号に規定する局所排気装置の「厚生労働大臣が定める性能」については、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号。以下「性能告示」という。）において、そのフードの外側における有害物質の濃度又は制御風速の値を、物質ごとに定めているところであるが、今般、

- 労働安全衛生法施行令別表第三が改正され、ホルムアルデヒドが第二类物質に位置付けられること。
 - 特化則が改正され、1, 3-ブタジエン又は硫酸ジエチル（その重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。以下同じ。）を取り扱う作業に労働者を従事させる際の措置が規定されること。
- に伴い、所要の改正を行うものである。

2 内容

- （1）ホルムアルデヒドのガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、そのフードの外側におけるホルムアルデヒドの濃度が0.1ppmを超えないものとする。
 - （2）1, 3-ブタジエン又は硫酸ジエチルのガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置について、制御風速を規定すること（ガス状の状態において、0.5m/sec）とする。
- ※ 局所排気装置の性能を定めるにあたり、専門家からなる「管理濃度等検討会」を設置して検討を行い、結論を得たもの。

3 施行日

平成二十年三月一日

昭和五十一年労働省告示第九号（作業環境測定法施行規則の規定に基づき労働大臣の定める基準を定める件）の一部を改正する件（概要）

1 趣 旨

作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第三十三条第二項において、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、作業環境測定機関の登録の申請が厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、登録をしてはならないこととされており、これを受け、作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号。以下「作環則」という。）第五十四条において登録の基準が定められているところであり、同条第二号において、「作業環境測定に使用する機器及び設備が厚生労働大臣の定める基準に適合するものであること」も登録の基準の一つとされている。

これに基づき、昭和五十一年労働省告示第九号（以下「基準告示」という。）において、作業場の種類に応じ、備えるべき機器等が定められているところである。

今般、基準告示について、ホルムアルデヒドが労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三に基づく第二類物質に位置付けられることに伴う改正その他所要の改正を行うものである。

2 内 容

- （1）作環則別表第三号の作業場の登録を受けようとする作業環境測定機関が有すべき機器として、高速液体クロマトグラフを追加すること。
 - （2）作環則別表第一号の作業場の登録を受けようとする作業環境測定機関が有すべき機器として、
 - エックス線回折装置又は重量分析法による結晶質シリカ含有率測定器のいずれか
 - 位相差顕微鏡を規定すること。
- ※ 作業環境測定基準の変更に伴い、所要の改正を行うこととしたもの。

3 施行日

平成二十年三月一日

4 経過措置

以下のものに係る作業環境測定法施行規則第五十四条第二号の登録の基準については、なお従前の例によること。

- 適用日において、現に作業環境測定法第三十三条第一項の登録を受けている者
- 適用日前になされた同条第二項の登録の申請

作業環境測定基準の一部を改正する件（概要）

1 趣旨

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第二項に基づき定められている、作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）においては、作業場の空気中の有害物質の試料採取方法、分析方法等が、物質ごとに定められているところである。

今般、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三が改正され、ホルムアルデヒドが第二類物質に位置付けられることに伴い、ホルムアルデヒドの試料採取方法及び分析方法を定めるものである。

2 内容

（1）空気中のホルムアルデヒドの濃度の測定について、

- 試料採取方法は固体捕集方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法
- 分析方法は、高速液体クロマトグラフ分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法

によらなければならないこととすること。

（2）（1）にかかわらず、空気中のホルムアルデヒドの濃度の測定は、検知管方式による測定機器を用いる方法によることができることとすること（ホルムアルデヒド以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときを除く。）。

※ 専門家からなる「管理濃度等検討会」を設置して検討を行い、結論を得たもの。

3 施行日

平成二十年三月一日

作業環境評価基準の一部を改正する件（概要）

1 趣旨

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条の二第二項に基づき定められている、作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）においては、作業場の作業環境の良否を判断するための指標として管理濃度を物質ごとに定めているところである。

今般、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三が改正され、ホルムアルデヒドが第二类物質に位置付けられることに伴い、ホルムアルデヒドの管理濃度を定めるものである。

2 内容

ホルムアルデヒドの管理濃度を0.1 ppmに設定すること。

※ 専門家からなる「管理濃度等検討会」を設置して検討を行い、結論を得たもの。

3 施行日

平成二十年三月一日

特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件（概要）

1 趣旨

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第八条第一項に基づき定められている、特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件（平成十五年厚生労働省告示第三百七十八号。以下「要件告示」という。）においては、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の要件が定められているところである。

今般、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三が改正され、ホルムアルデヒドが第二類物質に位置付けられることに伴い、要件告示について、所要の改正を行うものである。

2 内容

第一号イにホルムアルデヒドを追加すること。

※ 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号。以下「性能告示」という。）第一号の表に規定される物質については要件告示第一号イに、性能告示第二号の表の対象となる物質については、要件告示第一号ロに、それぞれ規定されているところである。

今般、性能告示第一号の表に、ホルムアルデヒドが規定されることから、要件告示第一号イにホルムアルデヒドを追加することとする。

3 施行日

平成二十年三月一日